

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

期限切れワクチンの安全性や補償等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

期限切れワクチン接種の安全性や補償等

2 質問の要旨

1. 9 月定例会で発覚した期限切れワクチンを接種した問題について。
各種ワクチンのメーカーとしての、期限切れワクチンを使用した場合の安全性への見解は如何か。（其々期限切れがあったワクチンのメーカーについての見解）
2. 健康被害が発生した場合、メーカーは補償する方針はあるか。もしくは、このように医師の不正と鎌倉市の隠ぺいがあって、患者に何ら落ち度のないケースであるから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度は適応されるのか、如何か。
3. 医師については、この期限切れワクチンを接種したことについて医師法第 7 条 2 項に該当するのか。そのような条項に該当した医師のいる医院に今後も委託するのか。
4. 鎌倉市も本来、報告や公開すべきことを隠ぺいし、万が一の被害が発生、発覚した場合の責任を負うと思うが如何か。発覚を故意に遅れさせたことは対応の遅延を発生させ大問題である。市長に責任はないのか。
5. 今回の鎌倉市医師会の対応について、日本医師会の医の倫理綱領 6 に抵触しないのか。日本医師会からの除名はあるか。日本医師会の見解は如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 29 日まで) ・ 無

(理由：必要に応じて緊急質問を行う為、人の命に係る問題なので、どうか速やかに対応し答弁の期限を守って下さい。)